

入 札 説 明 書

平成 31 年度 農地中間管理事業等に係るマイナンバー収集・保管・支払調書作成業務の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当課等

〒990-0041 山形市緑町一丁目 9 番 30 号 緑町会館 6 階

公益財団法人やまがた農業支援センター

契約担当 総務課 電話番号 023-641-1105

業務担当 農地中間管理事業課 電話番号 023-631-0697

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない

3 入札参加資格の審査

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証明するための申請書及び確認資料を提出し、入札参加資格について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - イ JISQ15001の基準に適合することにより、プライバシーマークの使用許諾を受けていること、かつ、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における JISQ27001の基準に適合し認証を受けていることを証する書類の写し

4 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は平成 31 年 3 月 14 日（木）までに通知する。

- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有すると認められたもののみ行うことができるものとする。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、平成31年3月11日(月)午後3時までに業務担当課に別紙様式第2号により、電子メール(kikou@yamagata-nogyo-sc.or.jp)で送信すること(なお、到着確認を電話で行うこと。)
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて電子メールにより行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、公益財団法人やまがた農業支援センターにおいて閲覧に供する。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書(様式第3号)による。
- (2) 入札書は持参によるものとするが、郵送による提出も認める(書留郵便に限る。)
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定めた時までには、入札公告の「契約に関する事務を担当する課」に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状(様式第4号)を作成し提出すること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者又はその代理人は、名刺又は入札権限に関する委任状及び印鑑(入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。

- (8) 入札価格には、対象農家との郵送代を除く、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、その他一切の諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出すること。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又

はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本公益財団職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

12 その他

- (1) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (2) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (4) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。
- (5) 当該契約に係る山形県の予算が成立しない場合は、この説明書は効力を有しない。